



生駒市と奈良交通株式会社との連携・協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）及び奈良交通株式会社（以下「乙」という。）は、連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を強化し、バス事業の市内路線の収支均衡を前提に持続可能なバスネットワークの形成に取り組むとともに、安定した公共交通サービスの提供により、市民の自立した日常生活および社会生活の健全な発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） 持続可能な市内バスネットワークの確保に関すること
 - （2） 路線バス利用促進に関すること
 - （3） ドライバー不足の解消に関すること
 - （4） バス利用環境の向上に関すること
 - （5） 前4号の実施に係る、甲による財政支援の実施に関すること
 - （6） その他、目的の達成に寄与する事項に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な連携・協力内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（従前の協議書の取扱い）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力により、バス事業の市内路線の収支均衡を前提として、令和4年3月の「市内バスネットワーク維持に向けた協議の申し入れ」について、協議が整ったことを確認した。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協定の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を相手の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前に、両社協議の上で有効期間を3年間を限度に延長できるものとし、以降も同様に延長できるものとする。

(協定内容の変更)

第7条 社会情勢の変化等により、市内バスネットワークの状況が大きく変化した場合は、甲乙協議の上、本協定の内容を見直すものとする。

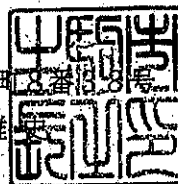
(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月15日

甲 奈良県生駒市東新町8番33号
生駒市長 小紫 雅



乙 奈良県奈良市大宮町1丁目1番25号

